

道殿ノ秘藏ノ牛係テ、牛飼ノ裝束相具シ、百石ノ米、百匹ノ絹、被送遣ケル上ニ、今日聽辨ニ奉成返ト有ケレバ、大形嬉ナドハ云計ナシ、手ノ舞足ノ蹈所ヲ忘タリ、被免出仕ダニモ有難キニ、サシモ貧シカリツル家中ニ、百石百匹牛車ヲ見廻シ給ヒケン心中唯推量ベシ、一門ノ人々モ馳集家中ノ者ドモ寄合テ、酒宴歡樂シテモ、抑是ハ夢カヤ夢カヤトゾ云ケル、

〔神田本太平記 三十五〕山名發向之事并北野參詣人政道雜談之事

西明寺の時頼禪門ハ、ヒソカニ貌ヲやつして、六十ヨ州ヲ修行シ給フ、或時攝津國難波ノうらニ行至リヌ、日已ニ暮ければ、アレたる家ノかきマバラニ軒傾キテ、時雨も月もサコソもるらんと覺えたるニ、立よりテ、やどヲかり給フニ、内より年よりたる尼一人出て、やどをかし奉るベキ事ハ安けれ共、藻鹽草ならでハしく物もなく、いそなより外ハ參らスベキ物侍らテバ、中々やどをかし奉つても、かひなしとわびけるを、さりとてハ目もはやくれば、又問ベキ里も遠ければ、まげて一夜ヲあかし侍らんと、とかく云わびてと、ままりツ、タビテ床ニ秋ふけて、うらかせさむくなりヌレバ、折たくアジノよもすがら、ふしわびてこそあかしけれ、朝に成ぬれば、主の尼公手づから飯具とる音シテ、椎ノ葉おしきたるおしきのうへニ、餉もりてもち出たり、かひなくしくハ見えながら、かゝるワザなどニなれたる人とも見えテバ、覺束なく思ヒテ、などや御内ニ召つかハる、人ハ候ハヌやらんと問給へバ、尼公なく、サ候ラヘバ、親ノゆづりヲ得て、此所ノ一分ノ地頭ニテ候ヒシヲ、夫ニスでられ、子ニも別レテ、便りなき身となりはて候らヒし後、總領何がしと申す者、關東奉公ノ權威ヲもつて重代相傳ノ地頭職をおさへてとつて候らへども、京がまくらニ參りて訴訟ヲ申ベキ代官も候ハねバ、此廿ヨ年貧窮孤獨ノ身トなりて、アサノ衣ノあさましく、かきほノ柴ノしばくも、世ニスムヘキ心チも侍らねど、袖のミぬる、露ノ身の、きえぬほどとて世をわたる、あさげの煙ノ心ぼそさ、只おしはからせ給ひ候らへト、委ク